

1. テキスト

「働くもの」「一」。第6～7段落。179頁7行目～181頁14行目まで。

2. テキスト要約

第6段落

第4段落で「包摂判断が判断の最も純なる形と見ることができる」とされた後、第5段落では主語の方向への超越を含む「实在判断」が論じられた。これを受けて第6段落では包摂判断と实在判断の同一を論ずることを通じて「判断の根柢」における「自己同一なるもの」が論じられる。冒頭「一方に於ては述語となるものが判断的知識に内在的なるものと考えられ」とあるのは包摂判断のことである。また「一方に於ては主語となるものが全体の意味を担うものと考えられる」とあるのは实在判断のことである。そうして「述語となるものが同時に主語となる時、即ち主語と述語との範囲が合一する時、我々は完全に判断的知識の中にあると云うことができる」における、「主語と述語の範囲が合一する」方向に、すなわち包摂判断と实在判断の同一の方向に「自己同一なるもの」が見られることになる。

次いで「一般概念が何處まで自己を限定して行っても、自己の範囲を出でない、自己の中に自己を限定すると考えられる時、知識は完全に内在的ということができる」と再び包摂判断について述べられる。続いて「之に反し主語が術語の範囲を踏み越えた時」とあるのは实在判断のことである。その場合、「我々は判断的知識の外に出たと云うことができる」とされる。「此場合、特殊なるものが一般なるものを包む」つまり「主語の中に述語が含まれる」。そうして「之と共に判断は具体的一般者の自己限定によって成立するという意味が明となる」とされる。この具体的一般者は主語が術語を含んで、その自己限定として判断が成立する、ということであり、主語述語対立以前の主語である。

そうして「如何にして判断が判断自身を超越し得るか」という問いに対して、それは「判断の根柢」における「自己自身に同一なるもの」の「直観」による、というのが西田の解答である。これを読む限り、西田はなお主語の方向に超越を考え、そこに主語と述語の自己同一なるものを見ていることが分かる。

以上は实在判断についてであるが、続いて包摂判断についても述べられる。「包摂判断の如きものであっても、類概念其者は先ず自己同一なるものでなければならぬ」。〈人間は動物である〉における〈動物〉が類概念である。その自己限定として様々な種が考えられる。それを通じて類概念は自己同一である。そう「先ず」言える。ところが次いで「判断はその背後に限らず自己を超越するものを有つ」とされる。この超越は「背後」とあるから、類から種の方ではない。類からさらにこれを包む類へと超越することであろう。〈動物〉から〈生物〉へと超越することである。「斯く自己を超越するものが又類概念として述語的なる時、具体的一般者の自己限定としての判断的知識が成立する」とされる。〈動物〉から〈生物〉へと超越する限りない運動が、「具体的一般者の自己限定」だというのである。この「具体的一般者」は主語の方向に超越したものではなく、術語の方向に超越したものである。ここに至って「具体的一般者」が以前の論文のように色や数に限定されず、物（個物）を含むものに拡大されるのみならず、主語的一般者と述語的一般者を含むものに拡大されていることが分かる。

こうして「此意味に於ては、判断は自己の外に自己を超越するのではなく」、つまり实在判断のように主語の方向に自己超越するのではなく、「却って自己の中に自己を超越し行く」、つまり〈人間〉〈動物〉〈生物〉というように述語の方向に自己超越するのである。すなわち「自己自身の深き奥底に還り行くと考えることができる」のである。

次いで「構成的範疇」と「反省的範疇」の区別が出て来る。それを西田がどこから学んでいるかは明らかでない。それ故今後の用法の中で意味を確かめていくほかはないのであるが、カントにおいては判断力が規定的判断力と反省的判断力に区別されていたこと、原理の使用に構成的と統制的とが区別されていたことが連想される。普遍が与えられていて

そのもとに特殊を包摂するのが規定的判断力の働きであり、その場合原理（原則）の使用は構成的である。これに対し、特殊だけが与えられていて、そこから普遍を見出すのが反省的判断力の働きであり、その場合例えば〈自然の合目的性〉という原理の使用は統制的である。それによって自然が合目的であるかのように捉えることができ、体系的な学問が可能となる。ただし西田はこの「反省的範疇」を直観によって把握されると考えているから、カントの用法とは異なる。

以上を踏まえてテキストに戻ろう。テキストでは「構成的範疇の背後に反省的範疇」が伴うて居る」とか「反省的範疇が構成的範疇を包んで居る」といった表現が見られる。理念（類概念、自己同一なるもの）の直観に基づいて判断が構成される、ということであろう。

最後に「包摂判断の背後には、自己同一なるものを認めざるを得ない。此方向に於て性質を統一する物の概念が認められ、此方向を更に深く進むことによって連続などの概念も発展するではないか」とあるが、この方向とは述語の方向であろう。この方向において今後、「物」から「働くもの」、「基体なき作用（働くものなき働き）」、そうして「知るもの」へと進んでいくことになる。

第7段落

ここでは包摂判断から始め、それと实在判断との関係が述べられる。「種々なる色」から始め「色の類概念」、その根柢の「自己同一なるもの」に至る。物（個物）の場合はどうか。物の世界である「实在界」は一方で「延長という類概念」へ、他方で「物の類概念」へ包摂され、「かかる条件の下で」「唯一の空間、唯一の实在界」が考えられるが、それは「考えられる」という限り、さらに「可能なるもの」「一般概念」の特殊となる。例えばこの「实在界」では隣は44度で溶けるが、そうした「感覚内容」は「思惟に対して偶然的」であり、「可能なるものの一つ」に過ぎない。

そうして一般に「自己同一なるものとは、述語が自己自身の中に還るものでなければならぬ」が、「主語として志向せられたものが述語として志向せられたものに同じければ同じい程、自己自身に同一なるものと考えられる」とされる。

〈人間は動物である〉において主語として志向せられたものは〈人間〉であり、述語として志向せられたものは〈動物〉である。この主語は述語を含み、述語も主語を含んでいるが、両者は〈人間〉と〈動物〉として一部同じ部分を含みながらも異なっている。これを主語と述語の方向に徹底するとどうなるであろうか。次のように言われる。

「一方から見れば、自己同一なるものはどこまでも達することのできない極限点の如きもの」であり、「限なき述語が之を廻って志向するも達することのできない中心点の如きものと考えられる」。これは实在判断における主語の方向への徹底である。「併し判断的知識として現れる限り、それは述語の中に包まれて居らなければならぬ」。これは包摂判断における述語の方向への徹底である。

そうして「無限に達することのできない一点と考えられるものは、却ってこれを包むものでなければならぬ」といわれる。これまでまず实在判断における主語の方向への志向においてすべての術語を含む具体的一般者に行き当たり、次いで包摂判断における述語の方向においてすべてを包む具体的一般者に行き当たった。この二つの具体的一般者は同じものだというのである。ここには芥子粒一つが宇宙を包み、宇宙がすべてを包むということの同一が言われている。

この二つの具体的一般者の同一としての「自己同一の具体的一般者は自己の中に自己を映す鏡の如きものでなければならぬ、何等の映すものなきが故に、鏡が鏡自身を映すの外はない」といわれる。